

令和元年度社会福祉法人指導監査の実施状況

法人名・施設名	社会福祉法人中部福祉会
監査の種類	社会福祉法人指導監査
監査実施日	令和元年12月24日
実地・書面の別	実地
監査担当課	鳥取県福祉保健部 ささえあい福祉局 福祉監査指導課

(総評)

- ・法改正に伴う手続及び運営方法について、不備が見受けられたので、法令、定款等に則り適切な事務処理を行うこと。

文書指摘事項	是正・改善状況報告
<p>1</p> <p>平成29年4月1日施行の定款第8条及び第21条において、評議員、理事及び監事の報酬は、これを支弁しないと規定しているにもかかわらず、平成31年3月14日開催の理事会及び平成31年3月26日開催の評議員会に出席した評議員、理事及び監事に対して報酬を支給していた。</p> <p>また、旅費規程第3条及び別表において、理事及び監事が県内旅行した場合には旅費として運賃及び日当を支給することと規定しているが、平成30年6月12日開催の理事会に出席した理事及び監事に対して、旅費として規定と異なる金額を支給していた。加えて、評議員については、旅費に関する規定がないにもかかわらず、平成30年6月22日開催の評議員会に出席した評議員に対して、旅費を支給していた。</p> <p>については、今後は定款等の規定に基づき、評議員、理事及び監事の報酬等を支給すること。</p> <p>なお、平成31年4月1日施行の定款においては、評議員、理事及び監事の報酬を支給できるよう改正が行われていることを申し添える。</p> <p>(定款第8条及び第21条、旅費規程第3条)</p>	<p>平成31年4月1日施行の定款において、評議員、理事及び監事の報酬を支給できるよう改正を行った。</p> <p>以降は、役員等報酬規程の規定に基づき、評議員、理事及び監事の報酬等を支給している。</p> <p>今後は、改正した役員等報酬規程の規定に基づき、評議員、理事及び監事の報酬等を支給する。</p>
<p>2</p> <p>評議員会議事録について、議事録の作成に係る職務を行った者の氏名が記載されていなかった。</p> <p>については、評議員会議事録の作成について、議事録の作成に係る職務を行った</p>	<p>今後の評議員会議事録の作成について、議事録の作成に係る職務を行った者の氏名を記載する。</p>

	<p>者の氏名を記載すること。 (法第 45 条の 11、規則第 2 条の 15)</p>	
3	<p>評議員全員の事前の同意の意思表示により、評議員会の決議を省略する場合について、同意の意思を示す書面は徴しているが、議事録が適切に作成されていなかった。同様に、理事全員の事前の同意の意思表示により、理事会の決議を省略する場合について、同意の意思を示す書面は徴しているが、議事録が適切に作成されていなかった。</p> <p>ついては、法第 45 条の 11 第 1 項及び第 45 条の 14 第 6 項の規定に基づき、改めて議事録を作成すること。 (法第 45 条の 11 第 1 項及び第 45 条の 14 第 6 項、規則第 2 条の 15 第 4 項第 1 号及び第 2 条の 17 第 4 項第 1 号)</p>	<p>法第 45 条の 11 第 1 項及び第 45 条の 14 第 6 項の規定に基づき、改めて議事録を作成した。</p> <p>今後も上記の規定に基づき、議事録を作成する。</p>
4	<p>理事会が監事の選任に関する議案を評議員会に提出するに当たり、在任監事の過半数の同意を得ていたことを確認できなかった。</p> <p>ついては、理事会が監事の選任に関する議案を評議員会に提出するに当たっては、監事が理事の職務の執行を監査する立場にあることに鑑み、その独立性を確保するため、在任する監事の過半数の同意を得なければならないことから、同意書又は理事会の議事録への記載により同意の事実を残しておくこと。 (法第 43 条第 3 項により準用される一般法人法第 72 条第 1 項)</p>	<p>今後の理事会が監事の選任に関する議案を評議員会に提出するに当たっては、同意書及び理事会の議事録への記載により同意の事実を残しておく。</p>
5	<p>定款第 24 条において、日常の業務として理事会が定めるものについては理事長が専決し、これを理事会に報告すると規定しているが、日常の業務について定めていないにもかかわらず、理事長が専決しているものが見受けられた。</p> <p>ついては、理事会の権限の理事への委任は、理事会で定める規程あるいは個別の決議によって行うことができ、法令上、必ずしも規程によらなければならないわけではないが、権限の明確化のため、規程等で定めることが望ましいことから、専決規程等を定めること。 (定款第 24 条)</p>	<p>理事長の権限に属する事務の決裁区分及び手続を定めることにより、事務処理の責任の所在を明確にし、円滑かつ適正な事務処理を図ることを目的とした事務決裁規程を定めた。</p> <p>これにより理事長の日常の業務について定め、専決し、これを理事会に報告する。</p>
6	<p>役員等報酬規程について、平成 30 年 6 月 22 日開催の評議員会の承認を得て定めているが、その後、評議員会の承認</p>	<p>役員等報酬規程の文言を改正するため、評議員会の承認を得ることとする。</p>

	<p>を得ることなく、同規程の文言、施行日等を改正していた。</p> <p>については、役員等報酬規程を改正する場合には、評議員会の承認を得て改正すること。</p> <p>(法第45条の35第2項、定款第10条)</p>	
7	<p>月次試算表について、統括会計責任者への提出日が確認できなかった。</p> <p>については、経理規程第32条の規定に基づき、会計責任者は、各拠点区分ごとに毎月末日における月次試算表を作成し、翌月末日までに統括会計責任者に提出するとともに、統括会計責任者は、各事業区分合計及び法人全体の月次試算表を作成し、翌々月10日までに理事長に提出すること。</p> <p>なお、理事長及び統括会計責任者が提出を受けた際には、押印欄余白に日付を記載しておくなどして、提出日が分かるようにしておくことが望ましい。</p> <p>おって、本件については、前回も同様の指摘をしており、必ず改善すること。</p> <p>(経理規程第32条)</p>	<p>月次試算表について、統括会計責任者への提出日が確認できるよう、提出を受けた際には、提出日が分かるよう押印欄余白に日付を不備なく記載しておく。</p>
8	<p>金融機関から借り入れた長期運営資金借入金について、借入金明細書と残高証明書の金額が一致していなかった。</p> <p>については、年度決算において、会計年度末までに発生した全ての負債が適切に計上されていることを確認すること。</p> <p>(会計省令第25条、経理規程第58条)</p>	<p>借入金明細書作成時、借入金内訳を誤り、また残高証明書との十分な照合を行わず不一致が生じた。</p> <p>今後は、資料を十分に確認し、計算書類との整合性を図る。</p> <p>年度決算において、会計年度末までに発生した全ての負債が適切に計上されていることを確認する。</p>
9	<p>貸借対照表の長期運営資金借入金について、1年以内返済予定額が流動負債に振り替えられていなかった。</p> <p>については、貸借対照表日の翌日から起算して1年以内に支払の期限が到来するものは、流動負債に振り替えること。</p> <p>(運用上の取扱い6)</p>	<p>今後は、十分に確認し、貸借対照表日の翌日から起算して1年以内に支払の期限が到来するものは、流動負債に振り替える。</p>